

集合住宅の建築における保育所等設置の協議

～よくある質問～



① 必ず保育所等を設置しなければならないのですか

「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（以下「住環境条例」という。）」の規定は、保育所等設置の協議を行うことを定めているのであり、保育所等を設置することを強制するものではありません。

区といたしましては、集合住宅を建築する事業者の皆さまにおきましても、就学前人口の増加に伴う新たな保育需要に対応するため、保育所等設置にご協力をいただきたいと考えておりますが、区の要請に対してご協力いただくことが難しい場合は、「保育所等設置要請に対する回答書」にその理由を付してご回答ください。

② 協議にはどれくらい時間がかかりますか

協議開始（協議届出書の提出）から協議終了（協議結果確認書の交付）まで概ね2週間程度を想定しておりますが、保育所等設置要請に対する回答書の提出に要する日数等により、それ以上に日数がかかる場合も考えられます。

事前相談に際してスケジュールをご確認いただく等、保育所等設置の協議について予めスケジュールに含めてご検討ください。

③ 事前相談に際して、何か必要なものはありますか

必ずご用意いただかなければならない書類等はありませんが、協議届出書及び添付資料の内容（建築予定地、計画規模、保育所等設置の意向、竣工までのスケジュール）についてお訊ねします。検討段階のもので構いませんのでお知らせください。

④ 設置する保育所等の規模に決まりはありますか

設置する保育所等の規模に決まりはありませんが、区といたしましては、当該集合住宅が建築されることにより当該集合住宅が建築される地域の就学前人口の増加が見込まれる場合は、新たに生じる保育需要相当規模以上の保育所等設置をご検討いただきたいと考えています。

また、設置する保育所等の種別により定員設定の要件があるものがあります。リーフレット「集合住宅の建築における保育所等設置の協議について～建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例に基づく保育所等設置の協議～」の「保育所等の種別及び施設・設備の主な要件（概要）」をご参照ください。

⑤ 保育所等設置に至ったケースはありますか

住環境条例改正後、保育所等設置の協議により、保育所等を3か所設置していただ

いています。

なお、改正住環境条例の前身となる「世田谷区大規模集合住宅の建設における保育所等の設置の協力要請に関する要綱」に基づく協議では、保育所等を3か所設置していただいています。

⑥ 集合住宅に設置した保育所等は居住者が優先的に利用できますか

保育所等の種別のうち、区が入園調整を行う施設や運営費等の補助を実施する施設については、お住まいの方が優先的にご利用いただくことはできません。

過去には、お住まいの方が優先的に利用できるようにしたいとの意向を受けて、認可外保育施設を設置したケースがあります。

区からは、保育所等の設置と合わせ、認可外保育施設の運営にあたっては、可能な範囲において、近隣地域の保育を必要とする児童を受け入れていただくよう要請しています。

⑦ 保育所等設置に協力する場合、希望通りの施設を設置できますか

保育所等の種別のうち、区が入園調整を行う施設や運営費等の補助を実施する施設については、別途、保育所等の種別ごとの認可基準等に基づく審査が必要となります。

それらの施設種別の設置については、保育所等設置要請書及び協議結果確認書において、認可基準等に基づく審査により認可・確認されることを条件として付すことがあります。

⑧ 保育所等設置にあたり補助金等の支援はありますか

建築主を対象とした補助金等の支援はありませんが、保育運営事業者が集合住宅敷地の一部に保育所等を建築する場合、又は、集合住宅の内装工事を行う場合については、整備費補助金の対象となる可能性があります。

⑨ 保育所等の運営事業者はどのように探したらいいのか

保育所等の運営事業者に関する情報を提供できる場合もありますので、ご相談ください。